

今知っておきたい！

「電子帳簿保存法」

改正のポイントセミナー・個別相談会

令和4年1月1日の電子帳簿保存法改正により電子化要件が大きく緩和されると同時に、電子取引のデータ保存が義務化となります。企業が対応すべき範囲は想像以上に広く、早急な対策が必要です。

電子帳簿保存法とは関係がないと思っている企業でも、取引先からメールなどに添付されて送られてきた請求書の PDF ファイルや EDI システムで授受されたデータは、必ず電子データで法令要件に従って管理することが必要となります。

今回のセミナーでは、実際に開始されるまでに準備すべき事や電子取引の保存要件等について分かりやすく説明します。また、中小企業の電子化導入ステップについてもお伝えします。

セミナー内容

電子帳簿保存法とは？

スキャナー保存とは？

電子取引とは？

電子取引の保存要件解説！

令和4年1月1日までに必要な対応とは？

経理事務デジタル化の動向、電子化導入ステップ^① 他

日時 令和3年 **11月24日(水)**

14:00～17:00

会場 青森商工会議所 1階

AOMORI STARTUP CENTER(青森市新町1丁目2-18)

申込方法 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたはTELにて
11月17日(水)までにお申し込みください。

お問合せ 青森商工会議所 経営支援課

TEL017-734-1311 FAX017-775-3567

主催 青森商工会議所

受講料 会員無料 (非会員 1,000 円) 定員 40 名(先着順)※定員になり次第締め切らせていただきます。

青森商工会議所経営支援課 行 (FAX017-775-3567)

事業所名	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員 ※該当項目を○で囲んでください	TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名			
個別相談申込	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	※該当項目を○で囲んでください	

※ご記入いただいた情報は、本セミナーに係る各種連絡の他、当所主催のセミナー案内等に利用させていただきます。



講師 加藤 幸人氏

アクタス税理士法人 代表社員 税理士
<プロフィール>

税理士は「接客・サービス・コンサル業である」という考えから、お客様の立場で徹底的に問題を考え、経営視点からコンサルティングを提供することを心がけている。経営改善や事業承継などのコンサルを中心に、経理や税務セミナーの講師としても活躍する。プレゼン力・営業力はアクタス No.1。明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科兼任講師も務める。